

第4号の1様式

年 月 日

コミュニティ回収活動実施団体変更届出書

大阪市長

変更前の団体	団体名	
	代表者住所	
	代表者氏名	

コミュニティ回収等の実施等に関する要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

また、裏面のすべての事項について承諾します。

変更年月日		年 月 日	
変更後の団体	団体の種類 (○をつけてください)	地域活動協議会 ・ 連合振興町会	
	ふりがな		
	団体名		
	代表者	住所	〒 —
		ふりがな	
		氏名	
		電話番号	
	会計担当者	ふりがな	
		氏名	
電話番号			

※届出時には、次の1及び2の書類を添付してください。

- 1 双方の団体における変更の事実が確認できる書類（契約書や総会の議事録の写し等）
- 2 変更後の団体の①会則又は定款及び②役員構成図又は組織図 又は①及び②に類する書類

活動実施団体の変更にあたり次の事項について承諾します。
(内容を確認のうえ、□欄にレ点チェックをしてください。)

活動区域等

活動区域、収集品目及び収集方法に変更はありません。

活動実績の通算

コミュニティ回収等の実施等に関する要綱第12条第1項の規定により、これまでの活動期間及び収集量を、変更後の団体の活動期間及び収集量に通算することを同意します。

収集等

活動団体は、収集日の午前9時から午後5時までの時間帯において、自ら収集運搬等の委託契約を締結した事業者により、活動区域における6品目の収集を行います。

再資源化

活動団体は、収集した6品目を、再生資源収集事業者へ引き渡し、再資源化を図ります。

活動区域における周知等

活動開始に伴う活動区域に居住する市民に対する周知については活動団体が行います。また、活動区域における6品目の収集日を変更する場合は、大阪市と協議を行うこととし、変更に伴う周知についても、活動団体が行います。

広聴対応

コミュニティ回収に伴う、排出場所や収集等に関する広聴については、活動団体が活動区域に居住する市民との話し合い等により適宜解決に努めます。

未収集の対応

収集日の午前9時から午後5時までの時間帯において、活動区域から排出された6品目が未収集の場合は、活動団体が窓口となり、責任を持って対応します。

活動に伴う事故等

コミュニティ回収に関わり、交通事故や物品の破損等が発生した場合は、活動団体が責任を持って相手方と交渉して解決を図ります。

会計処理

契約再生資源事業者への売却は収益事業となることを理解し、自らの責任において適切な会計処理を行います。また、本事業における会計の収支は地域内で共有します。